

3つの条件を満たすことで、ガイドライン適用の可能性があります

法人と経営者との関係の  
明確な区分・分離

財務基盤の強化

財務状況の正確な把握、情報開示  
等による経営の透明性確保

## こんな場合はぜひご相談を

経営者保証の提供なしで融資を  
受ける場合はどうすれば？



経営者保証が精神的負担と  
なって新事業展開や新たな投資に  
躊躇してませんか？



経営者保証を提供している既存  
の借入金について可能であれば  
保証を外したいなあ



後継者への事業承継に際し（また  
は将来の事業承継時）経営者  
保証の引継ぎが円滑な事業承継  
の妨げとなってませんか？



年齢や健康上の理由等で廃業・  
引退したいが経営者保証が妨げ  
になってませんか？



相談受付窓口へGO!!

無料で年3回、  
お気軽に  
ご相談下さい



経営者保証に関するガイドライン事務局

# 03-6262-5075

ガイドラインに基づいて適切なアドバイスが可能な専門家  
(弁護士・会計士・税理士・中小企業診断士)が対応いたします。

(本事業は株式会社パナナが中小企業庁より受託・運営しています)

お近くの商工会議所・商工会・中小機構地域本部・  
お取引のある金融機関へもご相談ください。

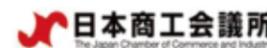
<https://hosho.go.jp>

スマートフォンはこちらから➡



▶ 中小企業や小規模事業者の方へ

# 経営者保証に関する ガイドラインとは？



# 経営者保証に関するガイドライン

## 概要

### 経営者の個人保証について

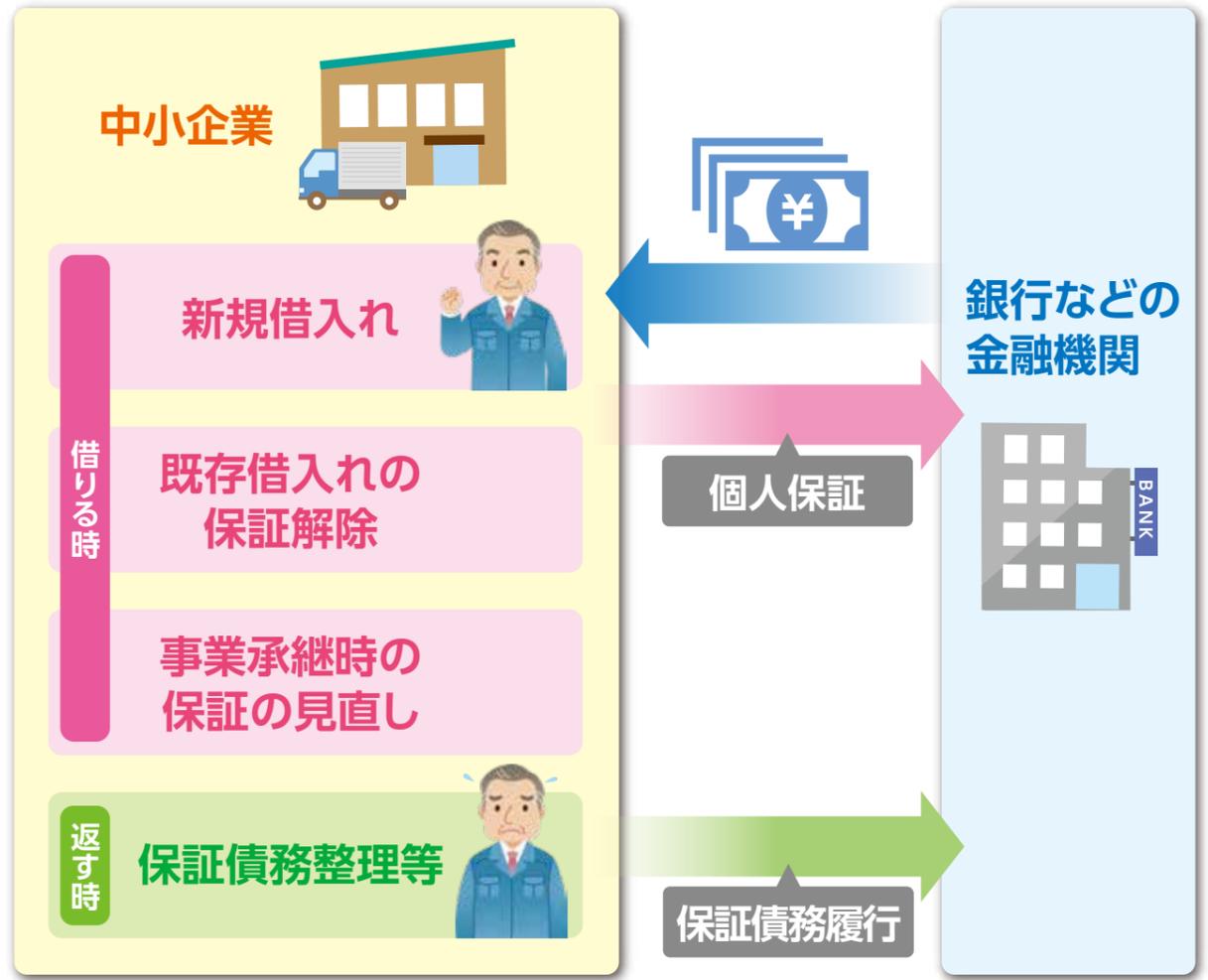
#### 借る時

法人と個人が明確に分離されている場合などに、経営者の個人保証を求めないこと  
(詳細は右記に記載)

#### 返す時

多額の個人保証を行っていても、早期に事業再生や廃業を決断した際に一定の生活費等  
(従来の自由財産99万円に加え、年齢等に応じて約100万円～約360万円)を残すこと  
や、「華美でない」自宅に住み続けられることなどを検討。また、保証債務などの履行時に  
返済しきれない債務残額は原則として免除すること

などを定めることにより、経営者保証の弊害を解消し、経営者による思い切った事業展開  
や、早期事業再生等を応援します



例えば・・・

今度、事業承継を行うが、  
後継者が個人保証を提供することなく融資を  
継続するにはどうすればよいの？



経営者の個人保証を提供することなしに資金調達を希望する場合には、以下の**3つの要件**を満たすことで、ガイドライン適用の可能性があります。

#### ☑ 法人個人の一体性の解消

- ▶ 社会通念上適切な範囲を超える法人から経営者への貸付等による資金流出がない等

#### ☑ 財務基盤の強化

例えば

- ▶ 業績が堅調で十分な利益を確保しており、内部留保も十分な場合
- ▶ 業績はやや不安定であるものの、内部留保が潤沢で借入金全額の返済が可能な場合
- ▶ 内部留保は潤沢とは言えないものの、好業績が続いており、今後も借入を順調に返済し得るだけの利益(キャッシュフロー)を確保する可能性が高い場合等

#### ☑ 財務状況の適時適切な情報開示

- ▶ 本決算の報告のほか、試算表や資金繰り表等の定期的な報告等  
(ガイドライン 4 項(1)、6 項(2) Q&A4-1～7、6-1、2)

事業承継時に個人保証を見直す取り組みも着実に広まってきています。経営改善などに取り組み、個人保証に拠らない資金調達を検討してみてもはいかがでしょうか。